

休 日

法律で定められた休日(法定休日)は

**1週間に1日または
4週間を通じて4日です！**

(労働基準法第35条)

休日とは、労働契約において「労働義務のない日」のことをいいます。何曜日を休日にするかは会社の自由です。

休日に働いた場合は割増賃金（P18参照）が支払われます。

また、会社によっては休日の振替を行ったり、代休を与える場合もあります。

◆振替休日

休日と労働日をあらかじめ振り替えること、つまり休日の変更です。この場合、休日労働に対する割増賃金は支払われず、通常の賃金が支払われます。

◆代休

休日労働の後に、その代わりとして労働日に休日を与えることです。この場合には、休日労働に対する割増賃金が支払われます。

なお、代休は必ずしも与えられるものではありません。